

第37回日本眼科学会専門医認定試験および 第4回日本専門医機構眼科専門医認定試験の実施について

第37回日本眼科学会専門医認定試験および第4回日本専門医機構眼科専門医認定試験を下記の通り行います。受験関係書類を必要とされる方は来年1月中旬以降に下記事務局に請求してください。なお、受験予定者のうち、専門医制度規則施行細則第13条による研修の申請を行っている方(年間手数料5,000円を納入されている方)には、来年1月上旬に直接ご郵送いたします。

記

- | | |
|---------|---|
| 試 験 日 | 令和7年6月13日(金), 14日(土) 2日間
両日程とも午前9時集合予定(詳細は受験票をご参照ください) |
| 試 験 場 | TKP 新橋カンファレンスセンター
東京都千代田区内幸町1-3-1 幸ビルディング
TEL 03-5510-1351 |
| 試 験 方 法 | 第1日目 筆記試験
(多肢選択方式 一般問題100問, 臨床実地問題50問)
第2日目 面接試験
(一人約15分間) |
| 試 験 内 容 | 『日本眼科学会専門医認定試験出題基準』に準拠 |
| 受 験 資 格 | <p>(1) 平成15年以前医師国家試験合格者(日本専門医機構専攻医非登録者, 以下非専攻医) :</p> <p>認定研修施設(一般研修施設)において5年以上専門医制度規則施行細則第7条で定める研修内容による眼科臨床研修を行い, また, 4年以上日本眼科学会会員であり, かつ受験時に日本眼科医会会員であること。</p> <p>(2) 平成16年医師国家試験合格, かつ平成29年以前眼科臨床研修開始者(非専攻医) :</p> <p>厚生労働省の定める2年の医師臨床研修修了後, 一般研修施設において4年以上専門医制度規則施行細則第7条で定める研修内容による眼科臨床研修を行い, また, 4年以上日本眼科学会会員であり, かつ受験時に日本眼科医会会員であること。</p> <p>(3) 平成17年~平成27年医師国家試験合格, かつ平成29年以前眼科臨床研修開始者(非専攻医) :</p> <p>厚生労働省の定める2年の医師臨床研修修了後, 眼科研修プログラム施行施設(基幹研修施設)において当初2年の間に行う1年以上の眼科臨床研修を含め, 4年以上専門医制度規則施行細則第7条で定める研修内容により一般研修施設において眼科臨床研修を行い, また, 4年以上日本眼科学会会員であり, かつ受験時に日本眼科医会会員であること。</p> <p>(4) 平成16年以降医師国家試験合格, かつ平成30年以降眼科専門研修開始者(日本専門医機構専攻医登録者, 以下専攻医) :</p> <p>厚生労働省の定める2年の医師臨床研修修了後, 専門研修基幹施設(専攻医登</p> |

録が必要)において当初2年の間に行う1年以上の眼科専門研修を含め、4年以上専門医制度規則施行細則第7条で定める研修内容により専門研修連携施設や関連施設において眼科専門研修を行い、また、4年以上日本眼科学会会員であり、かつ受験時に日本眼科医会会員であること。

専門医制度規則施行細則第7条：

- (1) 一般初期救急医療に関する技能の習得
 - (2) 眼科臨床に必要な基礎的知識の習得
 - (3) 眼科診断、ことに検査に関する技能の習得
 - (4) 眼科治療に関する技能の習得
関与する眼科手術100例以上(外眼手術、内眼手術、およびレーザー手術が、それぞれ執刀者として20例以上を含む。)
 - (5) 症例検討会、眼病理検討会および抄読会等の出席
 - (6) 眼科に関する論文を単独または筆頭著者として1篇以上および学会(集談会等を含む。)報告を演者として2報以上発表
2. 研修カリキュラムの細部は、別表第一に定める。
3. 専攻医の研修カリキュラムの細部は、専門研修プログラム整備基準に定める。

出 願 期 間	令和7年2月3日(月)から3月5日(水)まで 3月5日消印有効、それ以後のものは受け付けません。
出願書類提出先	日本眼科学会専門医制度委員会事務局 〒101-8346 東京都千代田区神田猿楽町2-4-11-402
受 験 料	50,000円(税込)(消費税内訳 税率10% 対象 税込50,000円 消費税4,545円)
出 願 書 類	<ol style="list-style-type: none"> (1) 専門医認定試験願書 (2) 研修修了証明書〔平成16年以前医師国家試験合格者は(その2)のみを提出、平成17年以降医師国家試験合格者は(その1・その2)を提出〕 (3) 研修報告書(その1・その2) (4) 日本眼科学会会員および日本眼科医会会員在籍証明申請書 (5) 大学院在籍期間を研修期間に含める証明書(必要な方のみ) (6) 医師免許証のコピー (7) 臨床研修修了証または臨床研修修了登録証のコピー (平成15年以前医師国家試験合格者を除く) (8) 演者として学会報告2報以上のプログラムおよび抄録のコピー各1部 (9) 単独または筆頭著者としての論文1篇以上の別刷1部 (筆頭著者が複数いる場合は、出願者以外の筆頭著者の署名入りの同意書) (10) 病歴抄録(術者2例、非手術的治療1例、治療的眼鏡・CL処方1例 計4例) (11) 専門医認定試験受験票 (12) 封筒3種(受験票送付用、試験結果通知書送付用、専門医登録申請書送付用) (13) 受験願書受領証(はがき)

出願時の注意

- (1) 受験予定者のうち、日本眼科学会に研修の申請を行った方には、来年1月上旬に専門医試験の実施要項をお送りいたします。出願の締め切りは3月5日(水)です。締め切り日以降のものは受け付けません。
- (2) 臨床研修の算定：
平成15年以前医師国家試験合格者(非専攻医)：
医籍登録日以降の眼科臨床研修開始日から起算し、受験時に5年以上に達する見込みであれば認めます。
平成16年医師国家試験合格、かつ平成29年以前眼科臨床研修開始者(非専攻医)：
2年の医師臨床研修(初期臨床研修、卒後臨床研修またはスーパーローテーション)修了後、眼科臨床研修開始日から起算し、受験時に4年以上に達する見込みであれば認めます。
平成17年～平成27年医師国家試験合格、かつ平成29年以前眼科臨床研修開始者(非専攻医)：
2年の医師臨床研修(初期臨床研修、卒後臨床研修またはスーパーローテーション)修了後、眼科臨床研修プログラム施行施設(基幹研修施設)において当初2年の間に行う1年以上の眼科臨床研修を含み、眼科臨床研修開始日から起算し、受験時に4年以上に達する見込みであれば認めます。
平成16年以降医師国家試験合格、かつ平成30年以降眼科専門研修開始者(専攻医)：
2年の医師臨床研修(初期臨床研修、卒後臨床研修またはスーパーローテーション)修了後、眼科専門研修プログラムの専門研修基幹施設(日本専門医機構の専攻医登録が必要)において当初2年の間に行う1年以上の眼科臨床研修を含み、眼科臨床研修開始日から起算し、受験時に4年以上に達する見込みであれば認めます。
- (3) 研修修了証明書は、研修期間中のそれぞれの責任者・統括責任者の署名・捺印が必要です。基幹施設での1年間の研修期間の証明は、研修プログラム統括責任者(研修委員長)に署名・捺印をもらってください。それ以外の研修期間の証明は、日本専門医機構の専攻医登録をされていない方は大学眼科主任教授(もしくは、施設長と眼科責任者の連名)、日本専門医機構の専攻医登録者は所属している眼科専門研修プログラムの研修プログラム統括責任者です。なお、統括責任者には、すべての出願書類を揃えて署名・捺印をもらってください。
- (4) 学会報告は、国内は専門医制度認定事業での発表、海外は専門医制度委員会で認めた学会での発表を対象とします。それ以外の学会での発表については個別審査になります。学会名、開催日および演題名が明記されたプログラムおよび抄録(抄録がない場合は省略可)のコピーを提出してください。複数枚になっても構いません。
異なる学会で報告した場合でも、同じ内容のものは1報とします。
- (5) 筆頭論文は、眼科に関する原著論文(症例報告を含む)を学術雑誌[医学中央雑誌、PubMed(査読があるものに限る)]に掲載されているものに掲載すれば認めます。
論文の別刷がないオンラインジャーナル等は、全てのページのコピー(印刷用レイアウトのもの)を提出してください。
論文が掲載前の場合、投稿が受理されたものに限り認めます。その場合は、雑誌発行所の論文掲載予定証明書の原本と投稿原稿すべてのページのコピーを提出してください。出願時に掲載の採否が不明なものは受け付けません。筆頭著者が複数いる論文については、出願者以外の筆頭著者の署名入りの同意書を提出してください。
- (6) 大学院在籍期間を研修期間に含めるかどうかは、大学眼科主任教授に判断を仰いでください。
- (7) 厚生労働省の定める医師臨床研修(初期臨床研修、卒後臨床研修またはスーパーローテーション)を

修了した受験者は、臨床研修病院から交付された臨床研修修了証(様式14のものに限る)のコピーまたは厚生労働省から発行された臨床研修修了登録証のコピーのどちらかを必ず提出してください。

- (8) 日本眼科学会会費および眼科専門医志向者研修申請手数料に未納がないよう注意してください。
- (9) 日本眼科医会の入会は、都道府県眼科医会を経て処理されますので、出願時に日本眼科医会の会員の確認ができるよう早めに手続きしてください。すでに入会されている方は、会費の未納がないように注意してください。
- (10) 出願時までには日本眼科学会専門医制度規則施行細則第7条で定められた研修内容をすべて修了してください。研修内容を満たしていないと受験資格がありません。
- (11) 出願書類に虚偽の記載があった場合は、資格を喪失することがあります。

日本眼科学会専門医制度委員会
試験担当事務局
e-mail : shiken@po.nichigan.or.jp